

議案第50号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月16日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、石岡市国民健康保険税条例の一部を改正したため。

改正要綱

- 1 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げることとしたこと。
- 2 国民健康保険税の減額の基準のうち、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げることとしたこと。
- 3 条例中の引用条項の改正に伴う所要の改正をしたこと。



石岡市告示第241号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

令和5年3月31日

石岡市長 谷 島 洋 司

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(令和5年3月31日石岡市条例第22号)

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第6項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第7項、第8項、第10項から第13項まで、第16項及び第17項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。